

令和7年度吹田市中小企業ホームページ等作成事業補助金に係る 登録作成事業者 募集要項

1 概 要

市内中小企業者によるホームページ作成、動画作成業務を受託することのできる市内事業者を募集します。

本募集要項に基づき届出を行い、登録された作成事業者は、吹田市が実施する補助金を活用しようとする者から、ホームページや動画の作成業務を受託することができます。

2 登録対象者

以下の要件を全て満たしていること。

- ア 市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に掲げる会社及び個人）であること。
- イ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- ウ 法人の場合、本市の法人市民税均等割が課税されていること。
- ※ 本市に事業所を新設して間もないため法人市民税申告期限が来ていない場合を除く。
- エ ホームページの作成及び動画の作成に係る事業を営んでいること。

3 届出方法

提出書類及び提出方法

書類	登録業務区分		提出方法
	ホームページ 作成・改修	動画作成	
ア 吹田市中小企業ホームページ等作成事業補助金登録作成事業者登録届出書（様式第1号）	○	○	Eメール
イ 企業概要書（様式第2号）	○	○	
ウ 登録作成事業者概要書 ホームページ作成、改修事業者用（様式第3号）	○	×	
エ 登録作成事業者概要書 動画作成事業者用（様式第4号）	×	○	
オ 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）	○	○	
カ 直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し（個人の場合）	○	○	
キ 直近の年度（事業年度）に係る市町村民税の納税証明書 ※非課税の場合は、非課税を証する書類	○	○	

※アからエの様式は、吹田市のホームページからダウンロードしてください。

※キは市町村民税（各市町村発行）に関する書類です。国税（各税務署発行）の納税証明書ではありませんので御注意ください。

※登録業務区分「ホームページ作成・改修」と「動画作成」の両方をまとめて届出する場合は、重複する書類の提出を省略することができます。

4 受付期間

令和7年4月21日（月）～6月30日（月）

※上記期間を過ぎますと、登録することができないため御注意ください。

5 登録期間

登録された日から令和8年3月31日（火）まで

6 注意事項

- (1) 届出に基づき、登録が認められた際には、登録作成事業者概要書の内容を吹田市ホームページで公表します。なお、登録は受注を約束するものではありません。
- (2) 本補助金は、交付決定後に着手していただく必要があります。交付決定前にホームページの作成・改修、動画の作成に着手されている場合は対象となりませんので、御注意ください。
- (3) 補助金交付申請者が、ホームページの新規作成又は改修を行う事業により本補助金を申請する際には、登録作成事業者が作成した「仕様確認書」が、完了報告を行う際には登録作成事業者が作成した「仕様報告書」が必要になりますので、受託される際は、御協力をお願いします。

7 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
電話番号 06-6170-7217
メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp

＜吹田市中小企業ホームページ等作成事業補助金申請の流れ＞

1 ホームページの作成・改修や、動画の作成を相談 (事業者→登録作成事業者)



2 見積書・仕様確認書の作成 (登録作成事業者→事業者)



3 交付申請書類の提出 (事業者→市)



4 交付決定通知書の送付 (市→事業者)



5 ホームページの作成・改修や、動画の作成の発注 (事業者→登録作成事業者)



6 仕様報告書の作成 (登録作成事業者→事業者)



7 完了報告書の提出 (事業者→市)



8 交付確定額通知書の送付 (市→事業者)



9 補助金の交付請求書類の提出 (事業者→市)



10 補助金の交付 (市→事業者)

必ず、交付決定後に事業
を実施してください。